

県民スポーツ月間関連大会
県民スポーツフェスティバル 2021



★ **参加申込みについて**

大会の詳細は、高知県スポーツ課のホームページをご確認ください。開催要項や申込書、大会当日に提出する健康チェックシートなどのダウンロードも可能です。なお、南国市教育委員会が申込先となっている競技は、スポーツセンターではなく南国市役所3階生涯学習課にお申し込みください。

★ **参加助成金について**

南国市内在住・在勤の参加者には助成金を支給しています。助成金は各競技終了3日後から1ヶ月以内に、南国市立スポーツセンター事務所に申請してください。なお、申請の際には、印鑑、競技申込書のコピー、参加料領収書などの、競技参加を確認できる書類をご持参ください。

競技名	開催日	申込締切	申込先
アクアスロン	9月23日	8月31日	高知県トライアスロン連合事務局 アクアスロン担当
ボウリング	9月25日	8月31日	高知県ボウリング連盟 または南国市教育委員会（生涯学習課）
	9月26日		
テニス	10月3日	8月31日	南国市教育委員会（生涯学習課）
サイクリング	10月3日	9月13日	高知県サイクリング協会
クレー射撃	10月17日	9月3日	南国市教育委員会（生涯学習課）
スカッシュバレー	10月10日	9月6日	高知県スカッシュバレー連盟事務局
武術太極拳	10月24日	9月10日	高知県武術太極拳連盟
柔道	9月26日	9月10日	高知県柔道協会
ゲートボール	9月26日	9月16日	高知県ゲートボール協会 または南国市教育委員会（生涯学習課）
ラグビーフットボール	10月3日	9月17日	高知県ラグビーフットボール協会 または南国市教育委員会（生涯学習課）
ペタンク	10月3日	9月22日	香美市ペタンク連盟事務局
グラウンド・ゴルフ	10月5日	9月27日	高知県グラウンド・ゴルフ協会 または南国市教育委員会（生涯学習課）
ソフトテニス	10月24日	10月13日	高知県ソフトテニス連盟
パークゴルフ	11月4日	10月21日	高知県パークゴルフ協会
ディスクゴルフ	11月14日	10月26日	南国市教育委員会（生涯学習課）
		11月10日	高知県フライングディスク協会
ボッチャ	11月23日	10月29日	南国市教育委員会（生涯学習課）

■問い合わせ／生涯学習課スポーツ推進係 ☎880-6569

◇ **募集要項**

市販のハガキ、またはハガキサイズの紙を使用し、200字以内にまとめてください。文字、イラストなど、表現方法は自由。表面に応募者の氏名、住所、連絡先の電話番号、年齢を記入してください。応募数の制限はありませんが、ハガキ1枚につき応募作品は1点として下さい。

※応募作品はホームページや新聞紙面で公表する場合があります。その際、応募者の氏名お住まいの市区町村名、年齢を併せて公表させていただきますので、公表を希望しない場合は「公表不可」と記入してください。

※今回は、Eメールでの応募はできません。

◇応募期間：令和3年12月31日まで ※当日消印有効

◇表彰式：令和4年2月中旬頃（予定）

◇応募先：〒783-0011 高知県南国市後免町2-1-12
後免町防災コミュニティーセンター内
ハガキでごめんなさい実行委員会

◇問い合わせ

〒783-8501 高知県南国市大桶甲2301 南国市観光協会
TEL/FAX：855-3985

E-mail：webinfo@nankoku-kankou.jp

※問い合わせは8：30～17：15（土・日・祝日年末年始を除く）

詳しくは、南国市観光協会ホームページ
をご覧ください。

(<https://www.nankoku-kankou.jp/life/dtl.php?hdnKey=1207>)



人には必ずと言ってよいほど「ごめんなさい」を言いつぶれていることがあります。そんな「ごめんなさい」を一枚のハガキに託して送って下さい。今回も、新型コロナウイルス感染症に負けるな「頑張ろう！」の応援メッセージも併せて募ります。入賞者には賞金などを贈呈します。



第十一回特別弔慰金の請求はお済みですか？

市では、戦没者など（軍人軍属としての在職期間中、または準軍属としての公務上の傷病、または勤務に関連した傷病が原因で亡くなられた方）の遺族に対する特別弔慰金（第十一回特別弔慰金）の請求を受け付けています。

■ **支給対象者**

令和2年4月1日時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け取る方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、右記の順番による先順位の遺族一人に支給されます。

■ **支給内容**

額面25万円、5年償還の記名国債

■ **請求期限** 令和5年3月31日

※請求期限を過ぎると第十一回特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、ご注意ください。

■ **請求先・問い合わせ** 福祉事務所 地域福祉支援係

(南国市役所1階⑨番窓口、☎880-6566)

支給対象者の優先順位

戦没者などの死亡当時の遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などの①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、①～④の順番が入れ替わります。

4. 上記1～3以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。